

養殖業振興支援事業の利子助成利率に関する取扱要領

令和8年4月1日里川第210号

養殖業振興支援事業の知事が別に定めた利子助成利率については、本要領により定めるものとする。

利子助成利率	左記の根拠規定
2.60%	漁業経営改善支援資金における経営改善（漁船以外）に連動した利率

※利子助成利率は当該年度の4月1日時点の値とする。

附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。